

## 【事案Ⅲ－2】自然災害共済金請求

・2025年4月18日 和解解決

### ＜事案の概要＞

申立人が火災共済の付保率100%（共済価額2,500万円、火災共済金額2,500万円）で算出した647万円の共済金支払を求めるのに対し、被申立人が損害発生時において算出した共済価額2,890万円を前提に付保率86.5%で算出した562万円の支払額を提示したことや、その説明を不服としたもの。

### ＜申立人の主張＞

#### 1. 申立ての趣旨

被申立人は、2024年4月発生の降雹による外壁その他の損壊について、火災共済の自然災害共済金、残存物とりかたづけ費用、および臨時費用共済金の合計647万円と2024年5月より支払日までの延滞金を支払え、との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

- （1）申立人は、共済価額2,500万円の火災共済契約にもとづき、降雹による外壁その他の損壊について共済金を請求したところ、被申立人から自然災害共済金・その他共済金を併せて512万円との説明を受け、その後562万円の提示を受けた。一方、対象建物の共済価額が3,174万円のため支払いの付保率が100%よりも下回ることを知った。
- （2）2024年5月の共済金請求に対し当初の共済金は対象建物の面積197.04m<sup>2</sup>、共済価額単価161,000円/m<sup>2</sup>で計算されていた。正しくは168m<sup>2</sup>であるとしたところ被申立人は修正に応じ、共済価額は2,890万円（付保率86.5%）に訂正されたものの、共済価額単価は172,000円/m<sup>2</sup>とするとされた。
- （3）被申立人担当者より、共済価額単価161,000円/m<sup>2</sup>は10年前のもので172,000円/m<sup>2</sup>が現在のものであるとの説明を受けたが、共済価額単価が当初の共済金額の説明時から都合よく変更されていることは理不尽であり、被申立人の決定は不服である。

### ＜共済団体の主張＞

#### 1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の申立を却下することを求める。

#### 2. 申立ての理由に対する答弁

- （1）約款・事業規約によれば、自然災害共済金等の算出の基礎となる共済対象物の共済価額は、「その損害が生じた場所および時における価額」として被申立人が決定する旨が明記されている。従って、被申立人が雹災発生時である2024年4月時点の対象建物の「共済価額」を決定し、共済金の額を算定することとなる。

(2) 本件被共済建物の面積については、契約申込時点において、申立人は、197.04 m<sup>2</sup>と申告していたが登記上は 168 m<sup>2</sup>であり、被申立人は同 168 m<sup>2</sup>を前提に本件自然災害共済金の額を算定する際の共済価額を 2,890 万円と算定し、損害額に付保率 86.5%を乗じた金額を支払額と認定した。

### ＜裁定の概要＞

審議会において、申立人、被申立人双方から提出された書面や証拠資料を精査し、慎重に審議を行った。その結果を踏まえ、できる限り早期に、かつ円満な解決を図る観点から、和解による解決を両当事者に打診したところ、両当事者は合意し和解解決となつた。